

令和 6 年度に関しましては、「所得税・個人住民税の
定額減税」により、6 月分の徴収が発生しない場合が
あります。

町民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

東 員 町

5 1 1 - 0 2 9 5 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

東 員 町 役 場 税 務 課

電 話 0594 - 86 - 2801

0594 - 86 - 2802

F A X 0594 - 86 - 2850

目 次

	ページ
特別徴収のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
町民税・県民税・森林環境税のあらまし	
退職所得に係る税額の徴収について・・・・・・・・	2
特別徴収事務処理要領・・・・・・・・・・・・・・・・	3
指定通知書（1部）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額差引簿	5～6
特別徴収義務者に係る届出書類「三重県内全市町共通様式」	
特別徴収義務者所在地・名称変更届出書（1部）	7
特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（1部）	8～9
特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書（1部）	10
納税義務者の異動に係る届出書類「三重県内全市町共通様式」	
特別徴収への切替依頼書（1部）・・・・・・・・	11
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（4部）	12～16
退職所得の分離課税に係る届出書類	
退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書（1部）	17
町民税・県民税 納入申告書（2部）	18
納入書（別綴り）について・・・・・・・・	19～20

特 別 徴 収 義 務 者 様

三重県員弁郡東員町長



町民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

町・県民税の特別徴収事務につきましては、平素格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の町民税・県民税・森林環境税につきましては、地方税法第 321 条の 4 及び東員町町税条例第45条の規定により貴殿(社)を特別徴収義務者として指定させていただき、町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を別紙のとおり通知いたします。

地方税法では、給与所得に係る町民税・県民税・森林環境税について、特別の事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように特別徴収の方法により徴収するものと定められています。地方税法の趣旨をご理解いただき、特別徴収事務にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、パート、アルバイト、非常勤職員等でも、特別徴収の対象となります。

特別徴収のあらまし

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納めなければならない町民税・県民税・森林環境税を、6月から翌年5月まで12回にわたって給与から差し引いて個人に代って納めていただく制度を特別徴収といいます。

2. 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

3. 特別徴収義務者指定の根拠

地方税法第321条の4及び東員町町税条例第45条の規定によって、4月1日現在の給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。なお、任意に指定取消の申出や指定拒否はできないことになっています。

4. 特別徴収税額の納入義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法第321条の5及び東員町町税条例第46条の規定によって、別添の「特別徴収税額の決定通知書」にもとづいて、月割額を6月から翌年5月まで給与の支払をする際、毎月徴収し、徴収した翌月の10日（10日が休日の場合その翌営業日）までに納入する義務を負います。

5. 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までにこの督促にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

6. 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

7. 納税義務者が退職等異動した場合

退職等によって給与の支払を受けなくなった納税義務者については、異動事由の生じた翌月の分から徴収して納入する義務はありません（異動事由が翌年の1月1日から4月30日に発生した場合を除く。）

ただし、別添の異動届出書（転勤用を含む）に所要事項を記載し提出していただいてから初めて徴収する義務がなくなりますので、必ず異動届出書を提出して下さい。

8. 納入場所

○東員町役場、笹尾連絡所

○百五銀行、三重北農業協同組合、大垣共立銀行、三十三銀行、中京銀行、桑名三重信用金庫、愛知銀行、東海労働金庫 以上の各本店、支店

東海4県内（三重県・愛知県・岐阜県・静岡県）のゆうちょ銀行又は郵便局
○ゆうちょ銀行又は郵便局（三重県・愛知県・岐阜県・静岡県内を除く）で納入される場合は郵便局指定書の提出が必要です。

最初の納入の際、この綴り込みにある指定書（4ページ）をゆうちょ銀行又は郵便局へ提出してください。

ただし、納期限を過ぎると取り扱わない場合がありますのでご注意ください。

※金融機関等の名称は、合併・統廃合等により変更となる場合があります。

○地方税共通納税システム

※地方税共通納税システムのご利用方法等につきましては、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

★注意

令和3年4月1日以降、三菱UFJ銀行では本町発行の納付書での窓口納付ができなくなりましたのでご注意ください。

町民税・県民税・森林環境税のあらまし

1. 均等割・森林環境税 (均等の額によって課税される税額)

区 分	標準税率	みえ森と緑の 県民税	合 計
町民税均等割	3,000円	—	3,000円
県民税均等割	1,000円	1,000円	2,000円
森林環境税	1,000円	—	1,000円
合 計	5,000円	1,000円	6,000円

2. 所得割 (所得に応じて課税される税額)

$$\text{給与の収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得 + その他の所得 = 総所得金額

$$\text{総所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税総所得金額}$$
$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} = \text{税額控除前所得割額}$$
$$\text{税額控除前所得割額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

(なお、分離課税所得については計算は異なります。)

3. 税率

イ、町民税 6%

口、県民税 4%

退職所得に係る税額の徴収について

1. 徴 収 (地方税法第50条の2、50条の6、328条・328条の4)

退職所得にかかる町県民税も退職金支払の際、徴収することとされておりますので、退職金支払の際に、徴収してください。

2. 退職所得金額

退職所得の金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ※(1,000円未満切捨)

※平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等から、役員等が退職する際に支払われるべき退職金等について、役員等として勤続年数が5年以下の場合、退職所得の2分の1措置が廃止されました。また、令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等から、役員等に限定せず、役員等以外の者でも勤続年数が5年以下でその退職手当等が300万円を超える場合には、退職所得の2分の1措置が廃止されました。

退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※障害による退職の場合、さらに100万円加算

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。(例) 23年9月 → 24年

3. 特別徴収すべき税額の計算方法（地方税法第50条の4、328条の3）

	(税率)	(特別徴収すべき税額)
退職所得の金額 × 町民税	6 % =	町民税額(100円未満切捨)
県民税	4 % =	県民税額(100円未満切捨)

4. 納入

(1) 納 期
徴収した退職所得に係る税額は、徴収した翌月10日（10日が休日の場合その翌営業日）までに納入してください。

(2) 納入書
給与に係る納入書と同一のものを使用していただきます。給与分の納入額欄の下欄退職所得分欄に退職金から徴収した町県民税の合計額を記入してください。

5. 法人番号・個人番号について

平成28年1月1日以後の退職所得等の分離課税に関わる所得割の納入申告書へ「法人番号・個人番号」の記載が必要となりました。

特別徴収義務者が法人と個人事業主の場合で次のとおり申告方法が異なりますので、ご注意ください。

(法人の場合)

納入書を利用して納入される場合、領収済通知書裏面に印刷されております「納入申告書」へ「申告に関する事項」及び「法人番号」を必ずご記入のうえ納入してください。

(個人事業主の場合)

納入書を利用して納入される場合、領収済通知書裏面に印刷されております「納入申告書」は一切記載せず納入してください。

納入書とは別に、この綴り込みにある「町民税・県民税 納入申告書」(18ページ)へ「申告に関する事項」及び「個人番号」をご記入のうえ東員町役場税務課へ郵送等によりご提出ください。

特別徴収事務処理要領

1. 特別徴収の期間及び徴収金額

6月より翌年5月まで毎月給料支払の際、同封の特別徴収税額の決定通知書にもとづいて月割額欄に記載されている金額を徴収していただきます。

2. 徴収税額の納入方法

別添の納入書に徴収した金額を記入して、徴収した翌月の10日（10日が休日の場合はその翌営業日）までに金融機関に納入してください。納入書は給与分の税額欄と先に説明した退職所得分税額欄の2段になっておりますので特別徴収税額の決定通知書にもとづいて差し引いた税額は給与分の税額欄に記入されますよう、特にお願いたします。

また、退職金支払いの際に町県民税が算出された場合は、納入額の退職所得分の税額欄に記載することによって、毎月の給与に係る税金と同時に納入することができます。

3. 税額の変更

通知済みの特別徴収税額に誤りがあったり、変更する必要があるときは改めて町より税額を変更した通知書（特別徴収税額の変更通知書）をお送りいたしますので必ず変更後の通知書にもとづいて徴収してください。

町より送付された変更通知書は、本人宛のものは納税義務者に渡し、特別徴収義務者宛のものを使用して個人の特別徴収税額を訂正してください。

4. 納税義務者が退職その他異動された場合

退職、休職、死亡等により給与の支払を受けなくなった納税義務者については綴込みの特別徴収に係る異動届出書（12～16ページ）に必要事項を記入して1部を翌月の10日までに提出してください。

この届出が遅れますと、町の事務処理が遅れるばかりでなく、督促状が送られたり、延滞金が課されたり、大変ご迷惑がかかります。

また、退職された方も、未徴収額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由の発生した都度すみやかに提出してください。

5. 納税義務者が転勤し、特別徴収を継続する場合

納税義務者が転勤し、転勤先において特別徴収を継続する場合は前勤務所で、綴込みの異動届出書に必要事項（上段）を記入し、控をとり、転勤先（新特別徴収義務者）の事業所へ送ってください。

回付を受けた新特別徴収義務者は、必要事項（下段）を記入し、控をとり、原本を町へ提出してください。

この場合、前勤務所においてはこの分を減額し、新勤務先はこの分を増額して納入してください。

6. 退職者等の退職後の未徴収税額の徴収について

退職、休職、死亡等により特別徴収のできなくなった納税義務者については、理由の発生した月分まで徴収していただき未徴収分については、町で普通徴収に切替えて、本人あてに納税通知書を発し納税していただいております。

なお、特別徴収のできなくなった日が6月1日から12月31日までの場合は、納税義務者の申し出により、また翌年の1月1日から4月30日までの場合は、申し出がなくても未徴収税額を繰り上げて一括徴収にて納入くださるようお願いいたします。（繰り上げて一括納入の場合もお手数ながら異動届出書の一括徴収欄に記入して提出してください。）

7. 納入書について

納入書は月毎に12枚と予備として1枚が同封してあります。

8. 法人番号・個人番号の記入について

特別徴収関係書類を提出いただく際に、法人番号・個人番号をご記入いただくことになりました。

記入が必要な番号、書類は次のとおりとなります。

●法人番号・個人番号の記載が必要な書類

・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（12～16ページ）

●法人番号の記載が必要な書類（個人番号の記載は不要）

特別徴収義務者が個人事業主の場合、法人番号欄は空欄でご提出ください。

・特別徴収義務者所在地名称変更届（7ページ）

・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（8ページ）

・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書（10ページ）

・特別徴収への切替依頼書（11ページ）

9. 個人番号の提供を受けられない場合の対応について

従業員等へ個人番号の提供を求めても、提供を受けられない場合は、安易に個人番号を記載しないで書類を提出することはせず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経緯等を記録、保持するなどし、単なる義務違反ではないことを明確にしてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたが紛失したのか判別できません。特定個人情報の観点からも経過等の記録をお願いします。

納入にあたって

1. 払込の際、ゆうちょ銀行（郵便局）以外の金融機関を利用される事業所は右の指定書は必要ありません。
別綴りの納入書に記入して払込指定金融機関（銀行等）の本支店へ納入してください。
2. ゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は右の切取線から切り取って、日付と局名を記入して初月分の払込の際納入書とともにゆうちょ銀行（郵便局）へ差し出してください。

払込金融機関名

銀行	支店
ゆうちょ銀行(郵便局)	

(あなたの事業所の払込金融機関名を書いておいてください)

年 月 日

ゆうちょ銀行 店 様
郵便局長 様

東員町長 水谷俊郎



指 定 書

地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定により、貴行局を町民税、県民税および森林環境税（特別徴収税額）の納入金取扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は下記のとおりであるから申し添えます。

記

1. 認可番号 郵貯業 第 1 8 0 3 号
2. 口座番号 0 0 8 6 0 - 2 - 9 6 0 0 8 2
3. 加入者名 東員町会計管理者
4. 取まとめ機関 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額差引簿

	年税額	月 割 額												異動者氏名、月日 事由等
		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初分	人													
異動分	人													
計														
納入月日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

◎記載例はP6を参照してください。

(記載例)

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額差引簿

	年税額	月 割 額												異動者氏名、月日 事由等
		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
当初分	10人 73,000	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	特別徴収個人別明細簿の 合計額
異動分	1人 2,000			200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	東員太郎 7月31日退職に よる減
〃	900				100	100	100	100	100	100	100	100	100	東員二郎税額変更による 減
〃	1,800				200	200	200	200	200	200	200	200	200	東員花子本社へ転勤によ る減
〃	3,500						500	500	500	500	500	500	500	東員義夫本社より転勤に よる増
〃	1,300									400	300	300	300	東員竹子税額変更による 増
計	73,100	7,000	6,000	5,800	5,500	5,500	6,000	6,000	6,000	6,400	6,300	6,300	6,300	
納入月日		7月10日	8月13日	9月10日	10月10日	11月11日	12月10日	1月10日	2月10日	3月10日	4月10日	5月12日	6月10日	

受付印

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

										※ 処理欄			
年 月 日 (宛先) 東員町長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地 (住 所)								特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称 (氏 名)								連 絡 担 当 者	係		
		代表者の 氏 名									氏名		
		法人番号											電話

[illegible]

※所在地・方書・名称には誤読をさけるため必ずフリガナを記入してください。

※合併等により指定番号が変更となる給与所得者がいる場合は、本書に加えて給与所得者異動届出書を提出してください。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

第 号

三重県内全市町共通様式

三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに町長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所において、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 東員町長	① 申請者	氏名又は法人の 名称及び代表者 氏 名	特別徴収義務者指定番号											
		住所又は所在地	〒											
		法 人 番 号											電話番号	
地方税法第321条の5の2及び東員町町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。														
② 特例の適用を受けようとする税額		年 月 (月 日納期分) 以降の納入に係る町(市)民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額												
③ 申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)		年 月	人		円	年 月	人		円					
		外	人	外	円	外	人	外	円					
		年 月	人		円	年 月	人		円					
		外	人	外	円	外	人	外	円					
		年 月	人		円	年 月	人		円					
		外	人	外	円	外	人	外	円					
④ (1) 現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日														

※市町記入欄	処理区分	承認	施行	年 月 日	決裁	年 月 日	起案	年 月 日
		却下	名簿記入		徴収簿台帳	記入		通知書作成
	(却下の理由)							

申請についての注意事項

一、特別徴収税額の納期の特例の制度について

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者であります。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であります。

2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定を受けようとする場合には町長に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した特別徴収税額及び同期間中の支払に係る退職所得について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することとなります。

◎ 特別徴収税額

6月から11月までの各月において徴収した税額	<u>12月10日まで</u>
12月から5月までの各月において徴収した税額	<u>6月10日まで</u>

(10日が休日の場合その翌営業日)

◎ 退職所得に係る特別徴収税額

4月から10月までの支給分に対して徴収した税額	<u>11月11日まで</u>
11月から3月までの支給分に対して徴収した税額	<u>4月10日まで</u>

(10日が休日の場合その翌営業日)

4. 納期の特例について承認を受けていた者が、その者から給与所得の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。

(注) 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても滞納したり、納入遅延をきたしたときは、この特例の承認を取り消すことがありますから、特に取扱いにご注意願います。

5. 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所であって、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

二、申請書の書き方

1. 「①」欄には、申請者が個人である場合、その住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名、法人番号を記入してください。但し個人の住所若しくは居所又は法人の本店若しくは主たる事務所以外の事務所等で町民税の特別徴収及び納入を行っているものが申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
2. 「②」欄には特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
3. 「③」欄には申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与金額（賞与等の臨時の給与を含みます。）を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときはその人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ外書してください。
4. 「④」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
5. 市町記入欄には記入しないでください。

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。
宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

納期の特例の要件を欠いた理由

- ## 摘要及び連絡事項

(10)

新規の場合は○をつけてください

年 月 日	(宛先) 東員町長	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称名 (氏名)	フリガナ								特別徴収義務者指定番号							
												新規							
			所在地所 (住所)	〒								担当者	係						
				法人番号									氏名						
											電話								

給 与 所 得 者	フリガナ	必ず記入してください	
	氏 名	普通徴収（個人納付） 第 期分以降を	特別徴収（給与天引） 月分から切替 （翌月10日納期）
	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
	1月1日現在の住所	新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください。⇒	
	現 住 所	備考	

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

なお、この書類を提出する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。

市町記入欄

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

お手元の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書の中に、退職、休職、転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった納税義務者がある場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに役場税務課に提出してください。

なお、1月1日から4月30日までの間において、納税義務者が退職又は給与の支払を受けなくなった場合は本人の申出がなくても一括徴収してください。

- 1、この異動届出書にもとづいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、本人宛に納税通知書を発送して納めていただきます。
- 2、この届出が遅れますと、町の事務処理が遅れるばかりでなく、督促状が発せられたり、延滞金が課されたり、大変ご迷惑がかかります。
また、退職された方も、未徴収額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由の発生した都度すみやかに提出してください。
- 3、退職後の住所や新しい勤務先がわかりましたら、できるだけ詳しくご記入ください。
- 4、転勤先の事業所で、引き続き特別徴収する場合は、異動届出書の上段の事項を記入し、転勤先の事業所へ回付願います。転勤先の事業所では下段の事項を記入し、役場税務課へ送付してください。
この場合必ず理由の発生した都度すみやかに提出してください。
- 5、退職、休職、死亡等のため、特別徴収ができなくなった納税義務者について、退職後の未徴収税額を納税義務者の了解を得て退職手当等により一括徴収にて納入くださるようご協力をお願いいたします。
この場合、異動届出書の一括徴収欄に記入のうえ異動届出書を提出してください。

- 6、法人番号・個人番号の記入について
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書を提出いただく場合、法人番号及び個人番号の記入が必要となりました。
- 7、個人番号の提供を受けられない場合の対応について
従業員等へ個人番号の提供を求めても、提供を受けられない場合は、安易に個人番号を記載しないで書類を提出することはせず、個人番号の記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。
それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経緯等を記録、保存するなどし、単なる義務違反ではないことを明確にしてください。
経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたが紛失したのか判別ができません。特定個人情報情報の観点からも経過等の記録をお願いします。

8、用紙不足の場合は

東員町役場税務課(住民税担当)

電話 〈0594〉 86-2801にご連絡ください。

また、東員町役場ホームページにも掲載してありますので、ご活用ください。

異

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告
特別徴収

受付印

年度		右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者 指 定 番 号			
宛 名 番 号			
担 連 当 絡 者 先		所 属 氏 名 電 話 内 線 ()	
(宛先) 東 員 町 長 令和 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 特 別 徴 収 義 務 者	
所 在 地 フリガナ		〒	
氏名又は名称			
個人番号(マイナンバー) 又は法人番号		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	
フリガナ			
氏 名			
生年月日 元号 年 月 日 ← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成			
個人番号 (マイナンバー)			
受給者番号			
1月1日 現在の住所			
異動後の 住 所			
(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額 (納付済額)	
(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日	
異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※ a 7. 支払少額・不定期※ b 8. 事業専従者のみ※ c		1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)			
特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 法人 番 号	
所 在 地		〒	
フリガナ		担当者連絡先	
氏名又は名称		所 属 氏 名 電 話 内 線 ()	
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受 給 者 番 号	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)			
理由 右から 番号を 記入		徴収予定月日 月 日	
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までに間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)			
理由 右から 番号を 記入		※市町記入欄	
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。			

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。

※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

受付印

(宛先) 東員町長 令和 年 月 日 提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在地	〒										年度	☐ 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度									
			フリガナ											特別徴収義務者 指定番号										
			氏名又は名称											宛番号										
			個人番号(マイナンバー) 又は法人番号												担連絡者先	所属 氏名	電話	内線 ()						
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名																							
	生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		年	月	日																	
	個人番号 (マイナンバー)																							
	受給者番号																	☐ 月分から ☐ 月分まで		☐ 月分から ☐ 月分まで		R ☐ 年 ☐ 月 ☐ 日	☐ 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※ a 7. 支払少額・不定期※ b 8. 事業専従者のみ※ c	☐ 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入
	1月1日 現在の住所																							
異動後の 住所											円	円	円											

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)														
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒										担当者連絡先	所属 氏名 電話	受給者番号
	フリガナ													
	氏名又は名称													
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)												☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)														
理由	☐ 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までに間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										月 日	円	

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)												
理由	☐ 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町記入欄
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。

※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限り。

異

三重県内全市町共通様式

提出先の市町名を記載してください。三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度		右から 番号を 記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
受付印 (宛先) 東員町長 令和 年 月 日提出		給与支払者 【特別徴収義務者】 所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号(マイナンバー) 又は法人番号		〒		特別徴収義務者 指定番号						
				宛名番号								
				担連 当絡 者先		所属 氏名						
				電話		内線 ()						
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 (納付済額)	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名											
	生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成							年	月	日
	個人番号 (マイナンバー)											
	受給者番号											
	1月1日 現在の住所											
異動後の 住所			円	円	円	日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※ a 7. 支払少額・不定期※ b 8. 事業専従者のみ※ c 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入 右から 番号を 記入				
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)												
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法 人 番 号			新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属	受 給 者 番 号						
	フリガナ			氏 名	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)							
	氏名又は名称			電 話	内線 ()		1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入					
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)												
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。				
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までに間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から 一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。		月 日		円						
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)												
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町記入欄								
		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別 徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。

※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

退職所得の分離課税に係る特別徴収税額の個人別内訳書(東員町提出用)

(特別徴収義務者) 住 所(所在地)		納 入 年 月 日		年 月 日		◎ この内訳書は東員町へ提出していただく分の書類です。					
		応答者の氏名 及び電話番号		電話 () 内線 番							
氏 名(名 称)		特別徴収義務者番号		所得 割 額		退職所得申告書提出の有無に○印		支 払 日 支 確 定 日			
退職した年の1月1日現在の住所 (退職後の住所)		氏 名		退職手当等の 支 払 金 額		勤続年数		町 民 税		県 民 税	
		明・大・昭・平 年 月 日生		円		年		円		円	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
		明・大・昭・平 年 月 日生								有 ・ 無	
年 月 分		人員計		人		退職手当等の 支 払 金 額		円		町 民 税 の 所得割額計	
								円		県 民 税 の 所得割額計	
								円			
摘 要											

(東員町提出用)

町 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書												
東員町長										(受付印)		
年 月 日提出												
年 月 分			人 員		人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	町 民 税											
	県 民 税											
特別 徴収 義務者	住所（居所） 又は所在地											
	氏 名 又は 名 称											
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

町 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書												
東員町長										(受付印)		
年 月 日提出												
年 月 分			人 員		人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	町 民 税											
	県 民 税											
特別 徴収 義務者	住所（居所） 又は所在地											
	氏 名 又は 名 称											
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

納 入 書 (別 綴 り)

納税についてご協力を賜りありがとうございます。

特別徴収納入書の取扱いについて

- ① 納入金額欄の **給与分欄**
(一括徴収分を含む) に月割額を、**退職所得分欄** には退職手当等に対する税額をご記入
ください。

なお、退職手当等に対する税額のある場合は、納入済通知書裏面の納入申告書もお忘れなくご記入
ください。

- ② 退職等で一括徴収した税額を納入する場合は、納入金額欄の **給与分欄**
(一括徴収分を含む) に在職者の月割額に加
算して税額をご記入ください。

なお、一括徴収した場合、異動届出書も所定欄にご記入のうえ必ずご提出ください。

- ③ 納入書は、月別になっておりますので書損じ汚損したときは予備用紙を使用してください。

なお、予備用紙を使用する場合は、「 年 月分」の欄が空白になっておりますので必ず記入
してください。

- ④ 納入済通知書の金額欄に〒記号は記入しないでください。

納入書等の記載例

三重県 員弁郡東員町		町民税 県民税 森林環境税		納入済通知書		②		
市区町村コード			口座番号			加入者名		
2 4 3 2 4 8			00860-2-960082			東員町会計管理者		
年 月 分		指定番号		納入金額(1)				
6 7		9 0 1 2 6 1		22,100 円				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分		億 千 百 十 万 千 百 十 円		
				(-一括徴収分を含む)		3 5 1 0 0		
				退職所得分		2 6 1 0 0 0		
				延滞金				
				督促手数料				
納期限		6 年 8 月 13 日		(2)		合計額		
取りまとめ店		ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (郵便番号469-8794)		2 9 6 1 0 0				
領収日付印	(特別徴収義務者)							
	住所 〒 511-0295							
	又は所在地 東員町大字山田1600							
氏名 又は名称		東 員 納						

上記のとおり通知します。(受付店→百五銀行東員支店(取りまとめの店)→市町村)(市町村保管)

金額欄の数字前には¥記号を記入しないでください。

納付金額に変更が生じた場合は(1)欄を2線引きし(2)欄へ変更金額を記入してください。

納入金額のうち「給与分」欄には在職者の月割額を記入してください。また、退職等で一括徴収した税額を納入する場合も月割額に加算して税額を記入してください。

納入金額のうち「退職所得分」欄には退職所得から徴収した税額(退職所得に対する住民税のみ)を記入してください。